

議案第五号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一二、〇〇〇」を「一三、八〇〇」に、「一八、七〇〇」を「二一、五〇〇」に、

「二五、三〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「六、八七〇」を「七、九〇〇」に、「一一、一〇

〇」を「一二、七〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一七、三〇〇」に、「九三〇」を「一、〇

六〇」に、
「を」
「に、九、五五〇」を「一〇、

一一〇	五九
-----	----

一二〇	六七
-----	----

九〇〇」に、

六、三四〇	一九、五〇〇
-------	--------

七、二九〇	二二、四〇〇
-------	--------

に、「七三、二〇〇」を「六

〇、九〇〇」に、

一七、二〇〇
四一〇

を

一九、七〇〇
四七〇

に、「五九〇」を「六七

〇」に、「一、二四〇」を「一、四二〇」に、「一、八九〇」を「二、一七〇」に、「二、五

六〇」を「二、九四〇」に、

四、四三〇
六、三四〇

を

五、〇九〇
七、二九〇

に、「一二、

六〇〇」を「一四、四〇〇」に、「一三、二〇〇」を「一五、一〇〇」に、

一七、二〇〇
Aに〇・〇〇三 を乗じて得た額

を

一六、四〇〇
Aに〇・〇〇三 を乗じて得た額

に、「三六、五〇〇」を「三〇、四〇〇」に、「二一、七〇〇」を

「一八、二〇〇」に、

一九、五〇〇
六二〇

を

二一、七〇〇
六〇〇

に、

一五、六〇〇

一五、六〇〇
六二〇

を

一七、九〇〇
六〇〇

に、「七三三、八〇〇」を「六〇九、二〇

〇」に、「三六六、八〇〇」を「三〇四、六〇〇」に、

令第七号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条に掲げる工事用施設に掲げる工事用材料置場	令第七号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条に掲げる工事用施設に掲げる工事用材料置場		
	詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場
令第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる仮設収容施設	令第七号第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる仮設収容施設		
	詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場
占用面積につき一年	占用面積につき一年		
一七、二〇〇	六二、三〇〇	八、一一〇	二六、七〇〇

を

令第七号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条に掲げる工事用施設に掲げる工事用材料置場	令第七号に掲げる工事に掲げる工事用施設及び同条に掲げる工事用施設に掲げる工事用材料置場		
	詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場
令第七号第二号に掲げる工作物	令第七号第二号に掲げる工作物		
	詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場
占用面積につき一年	占用面積につき一年		
六〇、九〇〇	九、三二〇	三〇、七〇〇	Aに〇・〇二一を乗じて得た額

令第七条第六号に掲げる仮設収容施設	占用面積一平方メートルにつき一年	一九、七〇〇
-------------------	------------------	--------

に、「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「同条第八号」を「同条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するほか、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百九十四号）の施行による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。